

船舶区画規程等の一部改正について

平成16年3月
海 事 局

1. 背景

2002年12月に開催された国際海事機関(IMO)の第76回海上安全委員会において、海上人命安全条約(SOLAS条約)の改正案が採択され、2004年7月1日から発効することになっていることから、今般、船舶安全法関連省令を改正し、国内法令に取り入れる。

2. 改正の内容

(1) 浸水警報装置の備付け等

国際航海に従事する総トン数500トン以上のバルクキャリアの貨物倉、バラストタンク等には浸水検知器を備え付けるとともに、船橋に可視可聴警報装置を備え付けることとする。

また、同船の船首隔壁前方のバラストタンク等の排水装置は容易に近づくことができる場所から操作できることとする。

(船舶区画規程の一部改正)

(2) 点検用交通手引書の備付け

次に掲げる船舶には、貨物区域において点検用の足場の位置等を記した点検のための交通手引書を船内に備え付けることとする。

国際航海に従事する総トン数500トン以上のタンカー

国際航海に従事しない総トン数500トン以上のタンカーであって遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの。

国際航海に従事する総トン数20,000トン以上のバルクキャリア

(船舶安全法施行規則の一部改正)

(3) 救命いかだへのレーダー・トランスポンダー備付け

次に掲げる船舶については、救命いかだ4台に対して1個の割合でレーダー・トランスポンダーを艀装品として備え付けることとする。

国際航海に従事するロールオン・ロールオフ旅客船

国際航海に従事しないロールオン・ロールオフ旅客船であって遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(限定近海船を除く。)

(船舶救命設備規則の一部改正)

(4) その他の所要の改正

浸水警報装置について、新たに予備検査及び型式承認の対象物件に追加する。

(船舶安全法施行規則及び船舶等型式承認規則の一部改正)

3. 改正スケジュール

公布:平成16年3月26日

施行:平成16年7月1日(一部については、平成17年1月1日より施行)